



Promoting Sustainable Forest Management

**PEFC Asia Promotions**

20 Sankyo Bldg. 3-11-5 Iidabashi,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072 JAPAN  
Tel 81-3-3556-5081 Fax 81-3-3556-5082  
Email : [info@pefcasia.org](mailto:info@pefcasia.org)  
URL : [www.pefcasia.org](http://www.pefcasia.org)

**PEFC ガイド**  
**PEFC 手順文書**

**PEFC GD 1004:2009**

第一版

発行日 : 2009 年 10 月 5 日

## **PEFC 認証制度の管理運営**

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport

CH-1215, Geneva. Switzerland

電話 : 41-22-799-4540

ファックス : 41-22-799-4550

W-mail: [info@pefc.org](mailto:info@pefc.org)

Web: [www.pefc.org](http://www.pefc.org)

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

**著作権に関する注意書**

**©PEFC 評議会 2009**

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権保護の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

**文書の表題**：PEFC 認証制度の管理運営

**文書名**：PEFC GD 1004:2009、 第一版

**承認**：PEFC 評議会理事会 2009 年 10 月 5 日

**発行日**：2009 年 10 月 5 日

**発効日**：2010 年 1 月 1 日

## 目次

1	適用範囲	5
2	基準的参考文書	5
3	定義と用語	5
3. 1	認可団体	5
3. 2	ロゴ使用ライセンスの発行団体	5
3. 3	PEFC 公示の実行団体	5
4	一般的な要求事項	5
5	認証機関の PEFC 公示	6
6	PEFC ロゴ使用ライセンス	7
6. 1	PEFC ロゴ使用ライセンスの適用範囲	7
6. 2	PEFC ロゴ使用ライセンスの発行	7
7	PEFC 登録システム	7
8	紛争と苦情の処理手順	8

## 付属書：

付属書 1：PEFC 認証制度の管理運営契約書

付属書 2：PEFC 認証制度の管理運営料金表

## 前置き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の認証主張やラベルが貼付された商品は、原材料が持続可能に管理された森林を出处とすることの信頼を提供する。

PEFC 評議会は、PEFC 要求事項への適合と定期的な再評価を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

## 序文

PEFC 認証制度の統治は、小政府主義の原則および分権的な組織構造に基づく。それ故、PEFC 認証制度の運営は、各国認証管理団体が存在する国においては各国認証団体が、それ以外の国においては PEFC 評議会または認可を受けた他の団体によって執行される。

PEFC 評議会は、PEFC 認証制度の利用者のニーズと期待に応え、複数の国で営業する利用者に一貫性を確保し、異なる国で営業する PEFC の利用者に対する差別の発生を防ぐための PEFC 認証制度の調和ある実行を確実にする責任を負う。

## 1. 適用範囲

この文書は、下記の課題を含むPEFC認証制度の管理運営に関する要求事項をその対象範囲とする。

- a) 認証機関のPEFC公示
- b) PEFCロゴ使用ライセンスの発行
- c) PEFC登録システムの運用
- d) 苦情および紛争の処理手順

このガイドの要求事項はPEFC評議会およびPEFC評議会を代行して上記を実行する認可団体に適用される。

## 2. 基準的参考文書

PEFC ST 2001:1009、PEFCロゴ使用規則—要求事項

## 3. 用語と定義

### 3.1 認可団体

PEFC評議会により、PEFC評議会に代わってPEFC認証制度の管理運営を執行する認可を受けた団体。

注意書：認可団体とは、特定の国の各国認証管理団体（NGB）またはPEFC認証制度の管理運営を執行する権限を与えられた団体。

### 3.2 ロゴ使用ライセンスの発行団体

PEFCロゴ使用ライセンスの発行に関する責任を負う団体。

注意書：PEFCロゴ使用ライセンスの発行団体とは、PEFC評議会または認可団体である。

### 3.3 PEFC公示の実行団体

認証機関に対するPEFC公示を実行する団体。

注意書：PEFC公示の実行団体とはPEFC評議会または認可団体である。

## 4. 一般的な要求事項

4.1 PEFC 認証制度の管理運営上の任務（認証機関の PEFC 公示、PEFC ロゴライセンスの発行、PEFC 登録システムの運用）は、下記の団体によって執行される。

- a) PEFC 認証管理団体が存在しない国においては PEFC 評議会が PEFC 公示、PEFC ロゴライセンスの発行を行う。
- b) PEFC 評議会による認可を受けた団体が存在する国においては、PEFC の認可団体が PEFC 公示、PEFC ロゴライセンスの発行を行う。

4.2 複数の国にわたるマルチサイト CoC 認証の場合は、該当マルチサイトの本部が存在する国において PEFC の管理運営任務の責任を負う団体が、これを執行する。

4.3 認可団体は、PEFC 評議会との契約に基づいて PEFC 認証制度の管理運営を実行する。PEFC 評議会と認可団体との間で締結された契約が終了した場合は、自動的にその団体が発行した PEFC 公示と PEFC ロゴ使用ライセンスも終了する。

## 5. 認証機関の PEFC 公示

5.1 PEFC 公示を実行する団体は、PEFC 公示手順を文書にして有していなければならない。この文書は下記を確実にしなければならない。

- a) PEFC 公示を受けた認証機関は、PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体が認証機関に対して設定する要求事項を満たしていること。
- b) PEFC 公示の対象範囲（例えば、森林管理認証か CoC 認証かなど認証の種類、認証の対象となる規格、公示の対象範囲に含まれる国など）が明確に定められている。
- c) 認証機関による PEFC 公示条件からの逸脱の場合や PEFC 評議会と認可団体との間に締結された契約が解約された場合は、公示を実行する団体は PEFC 公示を終了することができる。
- d) PEFC 公示は、公示を実行する団体と PEFC 公示を受ける認証機関との間で締結される契約文書に基づく。
- e) PEFC 公示を受けた認証機関は、PEFC 登録システムが要求する認証企業の情報を公示を実行する団体に対して提供する。
- f) PEFC 公示は、認証機関の国籍、協会や組合との関係などによる差別的な扱いを含んではならない。

5.2 PEFC 公示を実行する団体は、PEFC 公示に関する料金を設けることができる。認可団体は、PEFC 評議会からの要求があれば PEFC 公示料金の金額を通知しなければならない。

## 6 PEFC ロゴ使用ライセンス

### 6.1 PEFC ロゴ使用ライセンスの適用範囲

6.1.1 PEFC ロゴ使用ライセンスは PEFC ST2001:2008 に定められる要求事項に基づき、個別の法主体に対して発行しなければならない。

注意書：PEFC の認証が複数の法主体を適用範囲に含む場合は、個々の法主体がロゴ使用ライセンスを申請をしなければならない。この例としては、グループ認証や地域認証に多数の林家や森林管理者（それぞれ個別の法主体）が対象範囲に含まれる場合や、マルチサイト認証が法的に独立した複数のサイトをその対象範囲に含む場合などがある。

6.1.2 下記の場合においては、PEFC 評議会と認可団体はマルチサイト CoC 認証を所有する組織に対して、マルチサイト組織の全体または一部を対象とした PEFC ロゴマルチ使用ライセンスを発行することができる。

- a) 本部およびサイト(拠点)が単一の法主体の一部であるか、
- b) 本部およびサイトが単一の経営者と組織構造を有する単一の企業の一部である。

注意書：マルチサイト組織が PEFC 認証を取得する目的で設立された場合でサイトが独立法主体であり、単一の経営者と組織構造を有していない場合は、マルチライセンスは発行してはならない。

### 6.2 PEFC ロゴ使用ライセンスの発行

6.2.1 ライセンス発行団体は、PEFC ロゴライセンスの手順を文書にして有していなければならない。この文書は下記を確実にするものでなければならない。

- a) PEFC ロゴ使用ライセンスは、ライセンス発行団体と、PEFC ロゴ使用者の間に締結される契約文書に基づいたものでなければならない。
- b) PEFC ロゴ使用者は、PEFC ロゴ使用規則（PEFC ST2001:2008）を順守しなければならない。
- c) PEFC ロゴ使用の適用範囲(ロゴ使用者グループ)が明確に定められていること。
- d) PEFC ロゴ使用ライセンスは、PEFC ロゴ使用者による PEFC ロゴ使用規則の条件への違反（PEFC ST 2001:2008）または、PEFC 評議会と認可団体との間の契約に解約があった場合は、ライセンス発行団体によって解約することができる。
- e) ロゴの無許可使用が発生した場合、PEFC ロゴ使用ライセンスは、その無許可使用が意図的でない場合を除き、無許可ロゴ使用に関わる商品の市場価値の 5 分の 1 に当たる罰金を定める。この場合、罰金の金額は最高で 1 万 5 千スイスフランである。

6.2.2 ライセンス発行団体は、企業による PEFC ロゴ使用規則（PEFC ST 2001:2009）への遵守を調査し、これを強いるためのメカニズムを有し、PEFC 登録商標の保護のためには法的措置を含む行動をとらなければならない。

## 7 PEFC 登録システム

7.1 PEFC 評議会および PEFC 認可団体は下記を登録しなければならない。

- a) 各々の認可団体による PEFC 公示を受けた認証機関によって発行された PEFC 森林管理認証書および CoC 認証書の保有者とその PEFC 認証製品に関する情報
- b) 各々の認可団体によって発行されたライセンスを有するロゴ使用者
- c) PEFC 公示を受けた認証機関

7.2 PEFC 評議会と認可団体は、PEFC 登録システムの規則および PEFC 評議会が決めたその他の指示に従わなければならない。

7.3. PEFC 評議会および認可団体は、収集したデータを一般公開しなければならない。

## 8 苦情と紛争の処理手順

8.1 PEFC 評議会および認可団体は、PEFC 認証制度の統制や管理運営に関わる苦情や紛争の処理の手順に関わる文書を有していなければならない。

8.2 苦情を受けた時は、該当する手順に従って下記が提供されなければならない。

- a) 苦情者に対し、苦情受理の確認書
- b) 必要なすべての情報の収集と検証、苦情の承認と公平な評価、および苦情に関する決定
- c) 苦情者および関係者(ステークホルダー)に宛てた該当の苦情に関する決定事項と苦情処理の経過に関する正式な通知
- d) 適切な是正および予防的な行為



## 付属書 1

## PEFC 認証制度管理運営の契約書

(1) PEFC 森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme) (以下「PEFC 評議会」と呼ぶ) と、

(2) 認可団体の名称、(以下「認可団体」と呼ぶ) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

## 記

- 認可団体は、PEFC 評議会に代わり PEFC 認証制度の管理運営を実行する権限を PEFC 評議会によって授与された主体である。
- PEFC 評議会は PEFC 森林認証制度の統治機関である。

これに基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

## 第一条 定義

1. PEFC 認証制度の管理運営：  
これは、この契約書の一部であり、付属書である PEFC GD 1004:2009P によって定められる PEFC 認証制度の管理運営に関する一連の要求事項である。PEFCGD1004:2009 は、現状に定められている通り、および、PEFC 評議会により次節変更される通りにおいて有効である。
2. PEFC 認証制度の管理運営料金表  
これは、PEFC GD 1004:2009 「PEFC 認証制度の管理運営」の付属文書であり、この契約書の一部としてこの契約書に付属文書として添付される。

## 第二条 PEFC 認証制度の管理運営

1. 認可団体は、PEFC 評議会に代行して、                    に所在する主体に対し PEFC ロゴ使用ライセンスを発行することが許される。ここには、本部を                     に置き、サイトを

他の国に置くマルチサイト組織に対して発行する PEFC ロゴ使用ライセンスも含まれる。

2. 認可団体は、において PEFC 相互承認を受けた森林認証制度による森林管理認証および CoC 認証業務を行う認証機関に対して PEFC 公示を実行することができる。ここには、本部を に置き、サイトを他の国に置くマルチサイト組織に対して CoC 認証書を発行する認証機関の PEFC 公示も含まれる。
3. 認可団体は、PEFC 登録システムを運営する義務を負う。
4. 認可団体は、苦情や紛争の処理手順を有する義務を負う。
5. 認可団体は、PEFC GD 1004:2009 および修正がある場合はその修正版を順守し、この契約書の第二条に定められる PEFC 認証制度の管理運営の任務を実行しなければならない。

### 第三条 料金

1. 認可団体は、PEFC 評議会が発行する請求書に基づいて料金を支払う義務を負う。料金の金額は PEFC 認証制度の管理運営料金表に定められる。この金額はこの契約の有効期限内に PEFC 評議会によって変更することができる。PEFC 評議会と認可団体の間の契約における料金に関する変更は、その変更に関して PEFC 評議会が認可団体に宛てて書面による通知をした翌年から有効となる。

### 第四条 契約の終了と罰金

1. 当事者のどちらも、書留郵便による 3 か月前の書面通知によってこの契約を終了することができる。
2. PEFC 評議会は、この契約の条件のいずれかが順守されていないと信ずる事由が発生した場合、この契約を即時に一時的な解約、または、終了することができる。
3. PEFC 評議会は、そのような一時的な解約や終了によってロゴ使用者が被るコストや被害に対して弁償をする義務を負わない。
4. PEFC GD 1004:2009 に基づいて認可団体がロゴ使用者に請求する罰金は、下記に述べる方法で PEFC 評議会または認可団体の利益のために付される。法的経費、不正使用の発見や証拠に関して発生する妥当なコストは、徴収された罰金からあてられ、当初支払った当事者に支払われる。残金の 75%は PEFC 評議会に、25%は認可団体に割り当てられる。

### 第五条 裁定

1. この契約書はスイス法に従う。
2. この合意から発生するすべての紛争は、スイス連邦最高裁への上訴の権利の下に最終的にジュネーブ地方裁による解決を最終かつ唯一の手段とする。

< 2部とも署名 >

年 月 日

ジュネーブ

PEFC 評議会代表

認可団体代表

---

---

## 付属書 2

## PEFC 認証制度の管理運営料金表

認可団体の種類	年間料金	
	PEFC ロゴライセンス発行 (ライセンス毎)	PEFC 公示
PEFC 各国認証管理団体	0 フラン	認証森林 1 ヘクタールにつき 0 フラン
		CoC 認証書 1 通につき 0 フラン
その他の認可団体	0 フラン	認証森林 1 ヘクタールにつき 0 フラン
		CoC 認証書 1 通につき 0 フラン

- 「認証森林 1 ヘクタール」：認可団体が行う PEFC 公示の範囲内で認証機関が認証した森林のヘクタールによる面積
- 「CoC 認証書」：認可団体が行う PEFC 公示の範囲内で認証機関が認証した CoC 認証書